



広報かながわ 広域連合

第18号

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1

ヨコハマポートサイドビル9階

☎045(440)6700 ファクス045(441)1500

http://www.union.kanagawa.lg.jp/

8月1日までに新しい後期高齢者医療 被保険者証(保険証)をお送りします

現在お使いいただいている保険証(水色・上部に青帯入り)の有効期限は平成28年7月31日です。8月以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

被保険者の皆さんには平成28年8月1日からお使いいただく新しい保険証(桃色)を市区町村から7月中旬に書留郵便で郵送します。8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

現在お使いの保険証(水色・上部に青帯入り)は平成28年8月1日からお使いいただくことができませんので、8月1日以降にお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご返却いただくか、個人情報に注意して処分してください。



新しい保険証は桃色です!

平成28年8月から(桃色)

旧
保険証

平成28年7月まで
(水色・上部に青帯入り)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 28 年 7 月 31 日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏 名	広域 太郎 男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	※ 割
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 及 び 印	3 9 1 4 : : : : 神奈川県後期高齢者医療広域連合

新
保険証



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 30 年 7 月 31 日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏 名	広域 太郎 男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	※ 割
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 及 び 印	3 9 1 4 : : : : 神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率について

平成28・29年度の保険料率について、「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条に基づき、当該2年間に係る医療給付費等の費用と収入を見込んで算定しました。

医療費の増加が見込まれることや後期高齢者負担率*が引き上げられたことが、保険料率の主な上昇要因となっています。これに対して、平成26・27年度に生じた剰余金100億円を活用して、上昇の抑制を図りました。

新しい保険料率は、3月の広域連合議会で決定されました。

平成26・27年度の保険料率

均等割額 42,580 円
所得割率 8.30 %



平成28・29年度の保険料率

均等割額 43,429 円 (全国平均 45,289円)
所得割率 8.66 % (全国平均 9.09%)

※後期高齢者負担率とは・・・

窓口での自己負担を除いた医療費のうち、被保険者の皆さんが負担する保険料でまかなう割合が、後期高齢者負担率です。制度発足時(平成20年)には10%でしたが、その後、保険料改定の都度、現役世代の割合が減少していることを考慮して見直され、今回の算定においては、10.99%(前回は10.73%)となりました。

詳しい算定方法については、

神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページ (<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)の保険料のページに掲載しています。

後期高齢者医療制度の保険料の計算方法について

年間保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

なお、年間保険料額の上限は57万円となります。

年間保険料額
(上限57万円)

=

均等割額
(43,429円)

+

所得割額
(※賦課のもととなる所得金額×8.66%)

※賦課のもととなる所得金額とは・・・

前年の総所得金額等(総所得金額、山林所得金額、株式・土地等の長期(短期)譲渡所得金額等の合計)から、基礎控除額33万円を控除した額です。

- 保険料は、毎年度4月1日を基準として、被保険者個人単位で決定します。
(世帯の総所得に応じて、保険料が軽減となる場合があります)
決定した保険料は、その年の4月1日～3月31日までの1年間の金額となります。
- 年度の途中で被保険者になった場合は、資格取得日が基準となり、その該当月から月割りで保険料が計算されます。
- 保険料決定後に、前年所得の更正があった場合は再計算を行います。
- 決定された保険料額の通知(保険料額決定通知書)は、お住まいの市区町村から7月に納入通知書とともに送付します。

保険料の軽減判定所得の見直しについて

後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて保険料軽減が受けられます。今回、低所得者に対する更なる負担軽減の観点から、均等割の軽減について、基準を見直しました。

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成28年度から	平成27年度まで
5割	33万円+ (26万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+ (26万円×当該世帯に属する被保険者数)
2割	33万円+ (48万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+ (47万円×当該世帯に属する被保険者数)

保険料についてよくある質問コーナー

質問

国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入となりました。国民健康保険は口座振替だったので、そのまま継続して、同じ口座から後期高齢者医療制度の保険料も引き落としはできないのですか？

回答

新たに後期高齢者医療制度に加入となったため、**改めて口座振替の手続きを行う必要があります。**
お住まいの市区町村にて、口座振替の手続きをお願い致します。

質問

自分は後期高齢者医療制度に加入しているのに、国民健康保険料の納付書が送られてきました。なぜですか？

回答

国民健康保険法では、「世帯主に世帯員の保険料を納付する義務がある」とされています。
世帯主が国民健康保険加入者(国保加入者)でなくても、世帯の中に国保加入者がいる場合には、世帯主宛に通知書や納付書が送られます(国民健康保険料については、加入者の分だけで計算しています)。
詳しくは、お住まいの市区町村の国民健康保険の窓口にお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)が 新しくなります

現在お使いいただいている減額認定証(うぐいす色)の有効期限は平成28年7月31日です。

8月1日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

現在、減額認定証をお持ちの方で、引き続き交付対象に該当する方は7月下旬に新しい減額認定証(有効期限1年)を普通郵便でお送りしますので、お手続きの必要はありません。

世帯全員の方が住民税非課税で、新たに減額認定証が必要となる方はお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。

(うぐいす色)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成 28 年 8 月 1 日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
被保険者住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
有効期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
適用区分	区分※
長期入院該当年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 保険者印 <input type="checkbox"/>
保険者番号及び名称並び印	3:9 1:4 : : : : 神奈川県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

入院時の食事療養費が変更になります

平成28年4月1日から、入院時にかかる食事代の負担額が以下のように変わります。

所得区分		1食あたりの食費	
		平成28年度から	平成27年度まで
現役並み所得者・一般		360円	260円
指定難病患者(新設)※		260円	—
低所得者Ⅱ	90日までの入院	変更なし	210円
	過去12カ月の間に91日以上入院		160円
低所得者Ⅰ			100円

※特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方が対象になります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の提示ができず、該当の所得区分以上に支払った場合は、市区町村窓口で差額の払い戻しの申請ができます。

広域連合の議会から

- **名称** 平成28年第1回定例会
- **開催日** 平成28年3月28日(月)
- **主な議案** 平成28年度予算(一般会計・特別会計)、第3次広域計画作成、後期高齢者医療に関する条例の改正、行政不服審査条例の制定
- **出席議員** 20名

▶詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。



議会審議の様子

こんな **質問** がありました

質問

低所得者層への保険料の特例軽減措置を国が廃止しようとしている。廃止の理由を国はどう説明しているのか。

答え

特例として実施から7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった方は所得水準にかかわらず措置の対象になること、国民健康保険での軽減割合は最大で7割であることなど、不公平をもたらしている、としています。

質問

財政安定化基金について保険料上昇抑制のための取り崩しを行わないことを神奈川県とどのように協議したのか。

答え

保険料増加抑制のための基金の活用は、国からの通知により、原則として、前回の交付額以下とされていますが、本広域連合は、今回は基金を活用していないこと、また、基金を活用すると、次回の保険料改定において保険料増加の要因となりうることから、今回は基金を活用しないということで、神奈川県と協議しました。

次の議会は、平成**28**年**8**月の予定です。

第3次広域計画が決まりました

平成28年度から平成33年度までの6年間で計画期間とする第3次広域計画が議決されました。

※広域計画の詳しい内容については、神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載しています。
(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)

平成28年度予算が決まりました

1 一般会計予算について

被保険者証一斉更新費用や、番号制度対応などによる電算システムに係る経費の増加により、平成27年度当初予算額に比べて、5億4,637万円(25.2%)増の27億1,371万円となりました。

2 後期高齢者医療特別会計予算について

被保険者数や医療費の伸び等により、平成27年度当初予算額に比べて、509億円59万円(6.5%)増の8,304億929万円となりました。

※予算の詳しい内容については、神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載しています。
(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)

積極的な健康診査などの受診について

健康診査を受けましょう

- 生活習慣病の初期の段階では特に自覚症状がないことも多いため、いつの間にか病気が進行してしまう危険があります。
生活習慣病の早期発見や重症化予防のため、被保険者の方を対象とした健康診査を市町村で行っています。
- 健康診査の受診手続はお住まいの市町村によって異なります。
詳細はお住まいの市町村の後期高齢者「健康診査担当窓口」にお問い合わせください。



歯科健康診査を受けましょう

- 口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、前年度に75歳となった被保険者の方を対象として歯科健康診査を行います。
歯科健康診査の対象となる方には、広域連合から「歯科健診のご案内」を送付します。

上手な医療機関のかかり方とジェネリック医薬品について

上手な医療機関のかかり方について

- ご高齢になりますと医療機関にお世話になる機会が増えるかと思いますが、同じ病気で複数の医療機関を受診することは、検査や投薬が重複し、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
今受けている治療に不安があるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)について

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許期間が終了した後に製造・販売される薬です。新薬と同じ有効成分を持っていて、一般的に安価な薬です。
なお、すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の判断により変更できないこともあります。ジェネリック医薬品へ変更を希望される方は、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師にご相談ください。
ジェネリック医薬品に変えることにより、管理手数料などの料金が加算され、自己負担が高くなる場合もあります。



交通事故に あったら必ず届出を！



【交通事故・傷害事故にあったときは】

交通事故など、第三者(加害者)から傷害を受けた場合、その治療に必要な医療費は相手方が支払う損害賠償金の中から全額負担するのが原則ですが、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受けることもできます。

【必ず届出を！】

保険証を使用して治療を受ける場合は、「第三者の行為による傷病届」を提出してください。届出には警察の交通事故証明書など必要になりますので、早めにお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

※自分の過失や業務上でケガをした場合も、届出が必要になります。



◆モニター懇談会を開催しました

平成27年度第2回モニター懇談会を平成27年12月9日(水) かながわ県民センターで開催しました。

今回は、「元気で長生き！食生活」という講義も行いました。

▶詳しい状況については、

神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載しています。

(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)



モニター懇談会の様子

当日の主な意見等(保険料・第3次広域計画、など)

- 保険料の負担について、高齢者と現役世代の負担割合等がバランスよく調整できるとよいと思う。
- 第3次広域計画にレセプトの問題点について記載したことはよいことだと思う。
- 医療費適正化のために、診察の際、医師が「薬は効きましたか？」と患者に確認するよう義務づけるとよい。

◆登録モニター募集中◆

広域連合では、後期高齢者医療制度の運営改善等に活用するため、アンケート調査や懇談会に参加していただける登録モニターを募集しています。ご興味のある方は、下記連絡先までお気軽にご連絡ください。

連絡先：神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 広報・広聴担当

☎045-440-6714 ファクス045-441-1500

● 長寿健康コーナー ●

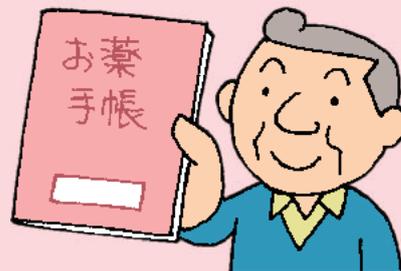
【お薬手帳】

薬は、病気やけがを治すのに効果を発揮します。

しかし、複数の薬を使用している場合、「飲み合わせの悪い薬」があります。

複数の薬を一緒に使って、効果が弱くなったり、副作用が強くなりすぎたりして、体に悪い影響を及ぼす可能性があるのです。

例えば、「てんかん薬を服用しているお子さんが、肺炎になり、かかりつけ医でない別の医療機関を受診して、飲み合わせの悪い薬である抗生物質が処方されて、興奮状態が強くなってしまった」「糖尿病の薬を継続的に服用していた高齢の患者さんが、そのことを正確に把握しない別の医療機関で抗精神病薬が処方され、副作用が強くなってしまった」との報告もあります。



かかりつけの医療機関・薬局の医師や薬剤師は、これまでの患者さんの服用する薬の内容を把握しています。しかし、同じ病院でも別の診療科の医師に受診したり、別の医療機関にかかって、患者さんが服用している薬名を正確に伝えていない場合、「飲み合わせの悪い薬」の処方がなされることがあります。

もちろん、医師や薬剤師は、患者さんに初めて薬の処方や調剤をするときは、「飲み合わせの悪い薬」のことを念頭において、患者さんの服用歴を確認します。しかし、患者さんが、これまで服用している薬のことをすべて正確に把握して伝えることは難しいことですし、思い違いをすることもあります。

このような複数の薬による悪い影響を避けるために、一番簡単で便利な方法は、「お薬手帳」を患者さんが使うことだと思います。

お薬手帳は患者さんご本人の薬の服用歴、既往歴、アレルギーなど、薬の処方、調剤をしてもらう際に必要なことが記載された手帳です。服用歴を医療機関や薬局に持参して確認してもらいますが、所有は患者さんが行い、患者さんが服用時に気付いた副作用や薬の効果等による体の変化も記載できます。

阪神淡路大震災や東日本大震災のときでも、高血圧や糖尿病などの慢性の患者さんで同じ薬を服用していた患者さんが、お薬手帳に薬剤名などが記載されてあると効率的な受診が可能になったという場合もありました。

もし、まだお薬手帳をお持ちでない方がおられたら、かかりつけの薬局等にいかれてお使いになることをお勧めします。

なお、お薬手帳は、薬局ごとに別々にもたず、患者さん一人1冊にまとめて利用してください。

相模原市 保健所長 鈴木 仁一

【「詐欺」にご注意!!】

広域連合や市(区)町村の職員と偽り、保険料や医療費を払い戻しますと言ってお金をだまし取る「還付金詐欺」など、高齢者の方を標的とした「振り込め詐欺」が発生しています。

このような電話があった場合は、改めてご家族に確認したり、お住まいの地域の警察署や役所にご相談ください。



広告募集中!

神奈川県後期高齢者医療広域連合ではホームページ上での広告を募集しています。掲載に関する規程など詳細は当ホームページ(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)「バナー広告募集中」を参照してください。